

# 新入学児童の1学期からの特別支援教室利用について

令和7年4月に小学校に入学する児童で、1学期から特別支援教室の利用をご希望する場合は、下記の要領をご確認の上、必要書類を期日までに特別支援教育課へご提出ください。書類提出時には、就学支援相談を行います。お電話で相談日をご予約いただきご来所ください。

<b>A</b>	<b>知的発達に遅れがなく医学的に診断されている(自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害、情緒障害)児童に対し、1学期から特別支援教室の利用申請をする人。</b>
<b>1</b>	<b>特別支援教育課で相談:下記の書類がそろいましたら、ご来所日をご予約ください</b> ①「特別支援教室利用検討申込書」 ②「発達障害に関する医師の診療情報」③ 就学支援ファイル(すばるI)④知能検査報告書(写し)*①②③の書式は、杉並区公式ホームページ「就学支援相談」のページにあります。ダウンロードしてお使いください。④は実施機関での結果書面の写しをいただきます。 <b>相談・書類提出期間:令和6年5月20日(月)~令和6年10月31日(木)厳守</b> *相談は予約制です。お電話でご予約ください。相談日に書類が間に合わない等はお相談ください。
<b>2</b>	<b>在籍園訪問</b> 在籍園からの所見等をもとに、9月~11月にかけて相談員等が在籍園を訪問し普段の様子を見に伺います。(在籍園所見は保護者のご了解を得て、教育委員会で請求します。)
<b>3</b>	<b>特別支援教室入室検討部会(令和6年11月下旬)</b> 保護者の意向、主治医の診療情報、知能検査結果、在籍園の様子等をもとに、教育・心理の専門家、小学校長の代表等で教室利用が適切かどうか総合的に検討します。
<b>4</b>	<b>保護者への連絡(令和6年12月下旬~令和7年1月上旬)</b> 特別支援教室入室検討部会での結果を、文書でお伝えします。 意向と異なる結果が出た場合は、必要に応じて継続して相談を行うことができます。
<b>B</b>	<b>10月以降の特別支援学級・特別支援学校入学検討部会で「通常の学級が教育の場として適切」と判断され、かつ特別支援教室での支援が適切という検討結果がある児童で、1学期から特別支援教室の利用を申請する人。</b>
<b>1</b>	<b>「特別支援教室利用検討申込書」の提出：面談あるいは郵送でご提出ください。</b> ①「特別支援教室利用検討申込書」を上記ホームページからダウンロードし、就学支援相談(面談)で来所する方は、ご持参ください。提出のみの方は、特別支援教育課あてに郵送(令和7年1月31日必着)してください。②③④の書類は入学検討部会時にいただいている場合、再提出は不要です。 <b>持参・郵送による書類提出期間:令和6年12月2日(月)~令和7年1月31日(金)厳守</b>
<b>2</b>	<b>在籍園訪問</b> 9月以降に開催の入学検討部会の前に在籍園訪問をしていますが、直近の様子を知るために12~2月に保護者のご了解のもと在籍園の様子を見に伺う場合があります。
<b>3</b>	<b>特別支援教室入室検討部会(令和7年2月中旬)</b> 保護者の意向、主治医の診療情報、知能検査結果、在籍園の様子等をもとに、教育・心理の専門家、小学校長の代表等で教室利用が適切かどうか総合的に検討します。
<b>4</b>	<b>保護者への連絡(3月上旬)</b> 特別支援教室入室検討部会での結果を、3月上旬に文書でお伝えします。
<b>申込にあたっての留意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>入学予定校の就学時健康診断では、入学後1学期からの特別支援教室利用検討を申し込んでいることをお伝えください。</li><li>特別支援教室の入室時期は「2学期からの指導」もあります。2学期からを希望する場合は入学後に学校とご相談ください。今回利用対象にならなかった方も希望することができます。</li></ul>
<b>問合わせ先</b>	杉並区教育委員会特別支援教育課 就学支援相談係 電話 03-5929-9481 住所 〒166-0016 杉並区成田西2丁目24番21号 就学前教育支援センター内

